

福岡県議会議員の政治倫理に関する条例

令和八年十月二十三日
福岡県条例第五十四号

議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する県民の揺るぎない信頼があって初めて成し遂げられるものである。しかしながら、令和八年、福岡県議会においては、議長及び副議長の選任等をめぐる金銭の授受の疑いや、海外活動に係る不透明な公費支出の疑いが相次いで報道され、県民の県議会に対する信頼を著しく損なう事態が生じた。

我々議員は、県民の厳粛な信託により、その代表として県政に携わる権能と責務を有することを深く自覚し、公正、誠実及び清廉を旨とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。

福岡県議会は、この度の一連の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、二度とこのような事態を招くことのないよう実効性のある再発防止策を講ずるとともに、県民に対して開かれた、公正で透明性の高い議会運営を実現しなければならない。

ここに、福岡県議会は、議員の責務及び遵守すべき政治倫理基準を明らかにするとともに、当該基準に反する疑いのある行為に対して、議員以外の者のみによる厳正な審査の体制を整備し、もって県民の信頼の回復を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、福岡県議会（以下「議会」という。）における政治倫理の確立のため、福岡県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び遵守すべき政治倫理基準その他の事項を定め、当該基準等に反する疑いのある行為について議員以外の者のみによる審査の体制を整備することにより、議会の秩序及び名誉を守るとともに、県民の議会に対する信頼の確保を図り、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

(責務)

第二条 議員は、県民の負託に応えるため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。

- 2 議員は、高い倫理的責務が課せられていることを自覚し、その言動が県民及び県政に与える影響に鑑み、自らを厳しく律するとともに、県民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。
- 3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的な批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする責務を負うものとする。
- 4 辞職、失職等により議員でなくなった者は、政治倫理に関し、議員在職中の行為について政治的又は道義的な批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明するよう努めるものとする。

(宣誓書の提出)

第三条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から三十日以内に、福岡県議会議長（以下「議長」という。）が定める宣誓書を議長に提出しなければならない。

(政治倫理基準)

第四条 議員は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）その他の関係法令（以下単に「関係法令」という。）とともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

- 一 議員の品位又は名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。
- 二 集会、印刷物又はインターネットの利用その他の手段による情報の発信により、他人の名誉を毀損し、若しくはその人格を損なう行為を行ってはならないこと又は第三者をして同様の行為をさせてはならないこと。
- 三 福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（令和四年福岡県条例第三十号）に定めるハラスメントをはじめ、各種のハラスメント行為を行ってはならないこと又は第三者をして同様の行為をさせてはならないこと。
- 四 その権限を濫用し、又はその地位を不当に利用して、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。
- 五 議長、副議長その他議会における役職の選任若しくは推薦又はこれらに係る会派内の意思決定に関し、金品その他の財産上の利益の供与を受け、若しくはその要求若しくは約束をし、又はこれを供与し、若しくはその申込み若しくは約束をしてはならないこと。
- 六 自己又は特定の者の利益を目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、働きかけをしてはならないこと。
- 七 公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。
- 八 議員派遣による海外活動を行うに当たっては、その目的及び趣旨に十分留意し、県民に疑念を抱かれることのないよう、適正に実施しなければならないこと。
- 九 政治資金に関し、道義的な批判又は不透明との批判を招くような寄附を受けてはならないこと又は同様の寄附を資金管理団体をはじめ自らが代表者である政治団体（次号ロにおいて単に「政治団体」という。）に受けさせてはならないこと。
- 十 政治資金の管理に関して、次の事項を遵守すること。
 - イ 収支報告書に記載されない、公正を疑われるような金銭があってはならないこと。
 - ロ 政治団体の会計責任者（会計責任者の職務を補佐する者を含む。）が、収支報告書へ記載すべき事項の不記載又は虚偽の記入その他の不正な会計処理を行い、県民に重大な疑念を与えることのないよう、これを防止するため相当の注意を払うとともに、

当該会計責任者を適切に監督すること。

十一 福岡県職員に対する不当な要求等を防止することにより県民の利益を守るための条例（令和八年福岡県条例第五十三号）第二条第四号の不当な要求等を行ってはならないこと。

十二 前号に掲げるものを除くほか、公務員又は関係団体の職員に対し、その地位を利用し、影響力を不当に及ぼすなどして、公正な職務の執行を妨げてはならないこと。

十三 その配偶者又は二親等以内の親族に、国又は地方公共団体の契約に関し、県民の疑惑を招くような行為をさせないように努めること。

（審査の請求）

第五条 議員及び県内有権者（地方自治法第十八条に定める選挙権を有する県民をいう。以下同じ。）は、関係法令又は前条各号に掲げる政治倫理基準（以下単に「政治倫理基準」という。）のいずれかに反する疑いがあると認める議員があるときは、議員にあっては議員の定数の四分の一以上で、かつ、三以上の会派（所属する議員が一人の場合を含む。）の議員の連署をもって、県内有権者にあってはその総数の五十分の一以上の者の連署をもって議長に審査を請求することができる。

2 前項の規定による審査の請求（以下単に「審査の請求」という。）は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

3 議長は、審査の請求を受けたときは、速やかに第七条第一項の審査会に諮問するものとする。

（任命権者の申出）

第六条 議長は、福岡県職員に対する不当な要求等を防止することにより県民の利益を守るための条例第十一条第二項の規定に基づく申出を受けたときは、福岡県議会会議規則（昭和三十一年九月十七日議決）別表に掲げる代表者会議の協議を経た上で、次条第一項の審査会に諮問するものとする。

（審査会の設置）

第七条 議長は、審査の請求を受けたとき又は前条の規定に基づき申出に係る諮問をするときは、これを審査させるため、議会に福岡県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、日本弁護士連合会の企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン及び地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針の趣旨を尊重して審査を行うものとする。

3 審査会は、委員七人以内をもって組織する。

4 委員は、弁護士その他の学識経験を有する者のうちから、議会運営委員会の協議を経た上で、議会の議決を経て議長が任命する。ただし、議員は、委員となることができない。

5 審査の請求をされた議員又は前条の申出に係る議員（以下「審査の請求をされた議員等」という。）と特別の利害関係のある者は、これを委員に任命することができない。

6 委員の任期は、第九条に規定する答申の日までとする。

- 7 審査会に会長及び副会長を置く。
- 8 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 9 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 10 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。

(審査会の運営)

第八条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

- 一 審査会は、会長が招集する。ただし、設置後最初に開かれる審査会は、議長が招集する。
- 二 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 三 審査会の議事は、会長を除く出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 四 審査の請求をされた議員等は、審査会から出席又は出席に加えて資料の提出の要請があった場合は、出席し、又は出席の上で資料を提出し、誠実に答える義務を負う。
- 五 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査の請求をされた議員等以外の議員、参考人その他の関係者に対し、審査会への出席又は資料の提出の要請を行うことができる。
- 六 審査の請求をされた議員等は、審査会に対し、口頭又は文書により弁明することができる。
- 七 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。
- 八 審査会の会議は、これを非公開とする。
- 九 前号の規定にかかわらず、審査会が必要と認めるときは、その議決により審査の一部又は全部を公開することができる。
- 十 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 十一 会長は、職員をして、会議の概要その他の必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。
- 十二 審査会は、審査の請求をされた議員等につき、関係法令又は政治倫理基準のいずれかに反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合は、議長に対し、文書による警告又は議場における陳謝の勧告を求める審査の結果を答申するものとする。
- 十三 第三号の規定にかかわらず、審査会は、会長を除く出席した委員の三分の二以上の多数による賛成がある場合は、前号の審査の結果に代えて、出席若しくは参加の自粛の勧告、役職辞任の勧告又は議員辞職の勧告の一又は二以上の勧告を求める審査の結果を答申するものとする。
- 十四 審査会は、前二号に定める審査の結果を意見として答申しない場合であって、政治的又は道義的に責任があると認められないときは、その旨の審査の結果を答申するものとする。
- 十五 審査会は、前号の場合において、審査の請求をされた議員等から名誉の回復を求め

られたとき、又は名誉を回復する必要があると認めるときは、議長に対し、当該議員の名誉を回復するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

十六 審査会は、審査の請求をされた議員等が議員でなくなった場合においても、審査を継続するものとする。ただし、必要でないと認めるときは、審査を終了することができる。

2 審査会は、議長に対し、前項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項について定めるよう求めることができる。この場合において、議長は、議会運営委員会の協議を経た上で、誠実に対処するものとする。

(議長への答申)

第九条 会長は、審査の結果（以下「審査結果」という。）を議長に答申するものとする。

(審査結果の通知及び公表)

第十条 議長は、前条の答申を受けたときは、その内容を議会運営委員会に報告するとともに、審査の請求をした議員若しくは県内有権者の代表者又は第六条の申出に係る任命権者及び審査の請求をされた議員等に対して審査結果を通知し、次条第一項の規定による意見書の提出の有無を確認の上、審査結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(意見書の提出及び公表)

第十一条 審査の請求をされた議員等は、前条の規定による通知を受けた日から十四日以内に、審査結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、審査結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

(措置)

第十二条 議長は、第九条の答申を受けたときは、議会運営委員会の協議を経た上で、議会の会議に付し、審査会が必要と認める措置を議会の責任において講ずるものとする。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3 議長は、第八条第一項第十五号に規定する審査会からの求めがあった場合には、議会運営委員会の協議を経た上で、議会の会議に付し、審査の請求をされた議員等の名誉を回復するため、前条第一項に規定する意見書の当該議員本人による読み上げその他の必要な措置を認めるものとする。

(議長の職務の代行)

第十三条 審査の請求をされた議員等が議長である場合は、この条例に規定する議長の職務は、副議長が行う。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日前になされた行為については、適用しない。
- 3 この条例の施行の日において議員である者は、同日から三十日以内に第三条の宣誓書を議長に提出しなければならない。
- 4 議会は、この条例の施行後一年を目途として、この条例の施行状況等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。